



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2022年6月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

株式会社の取締役の任期、大丈夫ですか？

株式会社の役員には定款等に定められている任期があります。その任期が満了したときには、新たに役員を選任しなければなりません。もちろん、同じ人が役員に就任する（重任といいます。）こともできます。

役員の重任があったときにも、役員変更登記（重任登記）が必要です。

登記をし忘れていたら？

役員の任期満了から2週間以内に役員変更登記をしていなければ、過料に処せられることがあります。ただ、実際には、半年以上登記が遅れた場合に過料に処せられるといったケースが多いようです。

この過料ですが、会社法では登記を怠った場合には会社ではなく代表取締役に過料を課すことになっています。それは会社法上、登記申請は会社を代表して代表取締役が行うことになっているからです。

また、長期間にわたり重任登記を怠ると解散の登記がされてしまう場合もあります。この場合の長期間とは、任期の最長が10年であることから12年以上何の登記もされていない株式会社は、実体のない会社として、登記官の職権により解散の登記が行われることになります。

登記のタイミングを忘れないように、定期的に期限を確認するようにしましょう。

(西口 記)

住民税の特別徴収税額決定通知書

令和4年6月分から従業員の給与から天引きしている市県民税額が変更になります。

給与計算の際にはご注意ください。

